

昭和 59. 2. 1	荷物営業取扱廃止線区となる。
60. 3. 14	羽前椿駅が簡易委託駅化、小国駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)、貨物営業全廃
平成 3. 8. 27	急行「べにばな」の運転区間が米沢～新潟間になり、快速列車となる。
6. 12. 8	運行区間の一部廃止等により、米沢～小国間の運行列車は従来の8往復から6往復に減便される。 (米沢～坂町間は6往復から5往復、米沢～小国間は2往復から1往復に変更)
7. 12. 1	玉川口駅が廃止される。
13. 12. 1	米沢～新潟間の快速「べにばな号」の1往復を廃止(坂町～米沢間の各駅停車とする。)
14. 12. 1	土休日ダイヤの導入
16. 7. 17	大雨被害により羽前椿～小国間不通(16. 7. 30開通)
17. 3. 12	雪崩により羽前椿～小国間不通(17. 4. 30開通)
12. 1	山形新幹線への接続改善(1本)
19. 3. 18	快速「べにばな1号」を普通に変更
20. 11. 1	新型気動車(キハE120形)デビュー(坂町～米沢間)
25. 7. 22	大雨により羽前椿～小国間不通(25. 8. 9開通)
26. 7. 9	大雨により今泉～小国間不通(26. 8. 1開通)
3. 18	羽前小松新駅舎、西米沢駅新駅舎使用開始
令和 2. 3. 14	G V-E 400運転開始(米沢～坂町間)
4. 8. 3	大雨に伴う被災により今泉駅～坂町駅間不通
8. 12	今泉駅～坂町駅間代行バス運転開始

[陸羽東線]

明治43. 3. 14	鉄道敷設法(明治25年6月21日法律第4号)第7条が改訂され、鉄道敷設法改正法律(明治43年3月14日法律第22号)として公布される。これにより新庄線(古川～新庄～酒田)第1期線に編入される。 (現在の陸羽西線を酒田線、陸羽東線を陸羽線、全部を通して新庄線と呼称)
大正 4. 11. 1	新庄線中陸羽線新庄～瀬見間開通(大1.5着工、長沢、瀬見の各駅開設)
5. 8. 1	〃 瀬見～羽前向町間開通(大1.5着工、羽前向町駅開設)
6. 11. 1	〃 鳴子～羽前向町間開通(大1.5着工、羽前赤倉、境田各駅開設、陸羽線として全通)
13. 7. 31	線名を陸羽東線と改称
24. 2. 1	大堀駅開設(停留所)
昭和34. 7. 10	立小路、東長沢の各駅開設(停留所)
12. 1	仙台～秋田間(陸羽東線経由)臨時準急「たざわ」運行開始(1往復:35.3.1定期化、後に仙台～秋田～青森間1往復増発、「千秋」と改称、57.11.15廃止) 仙台～酒田間(陸羽東線経由)臨時準急「もがみ」運行開始(1往復、米沢発「もがみ」と陸羽西線併結:35.3.1定期化、陸羽東線内「たざわ」と併結運転、後に羽後本荘～仙台間1往復増発)
35. 12. 20	南新庄駅開設(停留所)
37. 12. 10	羽前赤倉、瀬見、長沢の各駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)
40. 9. 1	鵜杉駅開設(停留所)
42. 12. 12	連鎖閉塞(トークンレス)化
49. 8. 1	集中豪雨のため不通(49. 8. 7 開通)
55. 8. 1	羽前向町駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)
58. 3. 7	CTC化 羽前赤倉、瀬見の各駅が簡易委託駅化、境田、長沢の各駅が停留所化
4. 1	羽前向町駅が業務委託駅化
59. 2. 1	荷物営業廃止線区となる
61. 11. 1	仙台(米沢)～酒田・羽後本荘間急行「もがみ」2往復廃止 (仙台～庄内間直通急行はゼロとなる。)
62. 2. 18	大堀駅舎改築

昭和 63. 3.13	新庄～小牛田間に快速「いでゆ」上り3本、下り2本新設
平成 2. 3.10	快速「いでゆ」上り1本が仙台まで直通運転化
7.10.14	仙台～酒田間を直通する臨時快速列車「ホリデー最上川舟下り号」が運行され、仙台都市圏からの利用拡大策を積極的に展開する。(以後、春、秋季にそれぞれ2日間運行される)
～15	
11. 3.12	新庄延伸工事に伴うバス代行輸送の補完対策として新庄～古川間の臨時列車1往復運転
12.12. 2	快速「湯けむり」の新庄～小牛田間直通運転化 新庄～鳴子温泉間1往復の運転とりやめ
12. 4	「奥の細道湯けむりライン」を愛称として使用開始。新幹線との接続を考慮するダイヤ編成。利便性向上のために新庄～鳴子温泉間1往復 新型気動車8両投入し、新庄～鳴子温泉間で平均到達時分を1時間01分とし、9分短縮 快速列車の愛称名を「いでゆ」から「湯けむり」に変更 最上～鳴子温泉間往復増発 羽前向町駅を「最上駅」、羽前赤倉駅を「赤倉温泉駅」、瀬見駅を「瀬見温泉駅」に改称
15.11.10	線路のリフレッシュ工事(鳴子温泉～最上駅間)
16. 3.13	新庄駅→鳴子温泉駅での接続列車改善(1本)
10.16	新庄発快速列車を普通列車化(1本):「湯けむり号」廃止となる
19.11. 1	全線開通90周年記念
20.10. 1	ジョイフルトレイン「みのり」デビュー(仙台・小牛田～新庄間)
10. 1	「リゾートみのり」運行開始
25.10. 1	「リゾートみのり」5周年
29.11. 1	全線開通100周年
令和 2.6.28	リゾートみのり運行終了
7.23	快速湯けむり号運転開始(仙台～新庄間)

〔陸羽西線〕

明治43. 3.14	鉄道敷設法(明治25年6月21日法律第4号)第7条が改訂され鉄道敷設法改正法律(明治43年3月14日法律第22号)として公布される。これにより新庄線(古川～新庄～酒田)第1期線に編入される。 (現在の陸羽西線を酒田線、陸羽東線を陸羽線、全部を通して新庄線と呼称)
大正 2.12. 7	新庄線中酒田線新庄～古口間開通(明44.1着工、升形、古口の各駅開設)
3. 6.14	古口～清川間開通(明44.1着工、清川駅開設)
8.16	清川～狩川間開通(明44.1着工、狩川駅開設)
9. 6	津谷駅開設
9.20	新庄線中酒田線狩川～余目間開通(明44.1着工、余目駅開設、現在の陸羽西線全通) (余目～酒田間開通は大正3年12月24日)
6.11. 1	新庄線中陸羽線小牛田～新庄間全通に伴い、新庄～酒田間を陸羽西線と改称
13. 4.20	羽越線への一部編入により、区間を新庄～余目間とする。
昭和27. 2.15	高屋駅開設(旅客駅)
28.12. 1	客貨分離
33. 4. 1	旅客列車ディーゼル化
34. 5.15	南野駅開設(停留所)
12. 1	米沢(仙台)～酒田間に臨時準急「もがみ」運行開始(1往復: 35. 3. 1 定期化、後に1往復増発し羽後本荘まで運行)
35.11. 1	山形(仙台)～酒田間に準急「月山」運行開始(1往復: 43.10. 1 仙台～山形～酒田(鶴岡)間1往復増発:47.10. 2 山形～温海間(後に鼠ヶ関)1往復増発、仙台～山形間廃止)
41. 9. 1	羽前前波駅開設(停留所)
45.10. 1	狩川、津谷、升形の各駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)
49. 8. 1	集中豪雨のため不通(49. 8. 7開通)

昭和 51. 8. 6	集中豪雨のため不通
53. 9.20	清川、古口の各駅が旅客駅(貨物取扱廃止)
59. 2. 1	荷物営業廃止線区となる。
61.11. 1	山形～鼠ヶ関間急行「月山」2往復廃止、また米沢・仙台～羽後本荘・酒田間急行「もがみ」2往復廃止(山形～庄内間直通列車は、山形～酒田間急行「月山」2往復のみとなる。)
	升形、高屋、狩川の各駅が簡易委託駅
62. 5.25	西新庄駅新設期成同盟会設立
63. 3.13	山形～酒田間に直通列車1往復新設(上りは新庄～山形間、下りは楯岡～新庄間快速運転、山形～酒田間直通列車は3往復へ増加:元3.11下り各駅停車化)
平成 3. 3.16	高屋駅無人化
4. 7. 1	快速「最上川1号」の停車駅拡大(新庄～古口間各駅停車)
5.12. 1	快速列車の停車駅の拡大(新庄～古口間各駅停車又は普通列車化)
7.10.14	津谷駅無人化
～15	快速列車「最上川1号」狩川駅停車
9. 3.22	快速「最上川2号」が普通に変更
10. 3.14	新庄～余目間CTC化
11. 3.12	急行「月山」が快速列車となる。 新庄～余目(酒田)間で快速「月山」を除いて全列車をワンマン運転化
12. 4	仙台～酒田間を直通する臨時快速列車「ホリデー最上川舟下り号」が運行され、仙台都市圏からの利用拡大策を積極的に展開する。(以後、春・秋季にそれぞれ2日間運行される) これまで2両運転の快速「月山」が3両化に増結される。 普通列車の運転本数見直し。新庄～余目間12→10往復。うち新庄～酒田7→7往復 山形新幹線新庄延伸工事に伴い、快速「月山」(山形～酒田間3往復運行)の廃止。新庄～酒田間快速2往復運転。
12.12. 2	「奥の細道最上川ライン」の愛称使用開始
15. 4. 1	新庄駅での「つばさ」との接続を重視したダイヤとし、下り7本、上り8本接続
10. 1	新幹線接続の利便性の向上を図るため、新庄～酒田間1往復増発
16. 3.13	新型気動車6両(一般車3両、眺望車3両)導入
4. 1	快速列車の愛称名を「最上川」に変更
10.16	全列車2両運転化
19. 3.18	快速「最上川2号」が普通に変更
25.11.30	斜面の異常により高屋～清川間不通(25.12.28開通)
26.12.24	陸羽西線開通100周年
3. 8	古口駅新駅舎使用開始
28. 9.13	橋梁の橋脚の洗掘により古口～高屋間不通(28. 9. 14 復旧)
令和 3. 12.16	狩川駅 新駅舎使用開始
4. 5.14	国土交通省による「高屋トンネル」施工に伴い全線運転取りやめ(～R6年度予定)、代行バス運転開始

[左 沢 線]

明治45.10.10	村山1市4郡の有志、村山軽便鉄道の建設を鉄道院に陳情
大正 2.	第31帝国議会で村山軽便鉄道着工承認(大3着工承認、一時無期延期となる) [「軽便鉄道法」(明治43年4月21日法律第57号)に基づいて建設]
3. 5.15	村山軽便鉄道測量開始
6. 8.10	鉄道院、迂回線(高松経由)で建設することを決定(その他、南館・樺沢経由案も有)
10. 7.20	左沢軽便線山形～羽前長崎間開通(大8.6.16着工、北山形、羽前山辺、羽前長崎の各駅開設)
12.11	〃 羽前長崎～寒河江間開通(大8.6.16着工、寒河江駅開設)
11. 4.23	〃 寒河江～左沢間開通(大8.6.16着工、羽前高松、左沢の各駅開設)
	左沢軽便線全通

大正 11. 9. 2	軽便線の呼称廃止
昭和23. 2. 1	左沢自動車区設置
26.12.25	東金井、羽前金沢、南寒河江、西寒河江、柴橋の各駅開設(停留所)
29.11.15	旅客列車ディーゼル化
45. 4.13	北山形駅、東西駅舎間跨線橋完成(63m)
54.11. 1	羽前山辺、羽前高松の各駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)
55. 3.21	羽前長崎駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)
57. 3. 2	CTC化(特殊自動閉塞式)、羽前高松駅行違い設備廃止
3. 8	羽前山辺駅が業務委託駅化
	羽前長崎、羽前高松の各駅が簡易委託駅化
11. 5	寒河江、左沢の各駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)
59. 2. 1	全列車気動車化、PC列車廃止 荷物営業廃止線区となる。
60. 3.14	等時隔ダイヤを設定
61.11. 1	羽前山辺駅が簡易委託駅化
62. 8.27	北山形駅、金井駅間停留所設置促進期成同盟会設立
平成 2. 1.	公募により、愛称名が「フルーツライン」と決定
3.10	運営体制や車両を一新し、一部列車のワンマン運転開始、全列車の終日禁煙化
5. 3.16	山形～左沢間の普通運行1往復が快速化となる。
6.12. 3	新型気動車が投入され、全列車で冷房化、スピードアップ等のサービス向上が図られる。 ※トロッコ・ニューボーワイン列車や福祉関連のイベント列車がタイムリーに独自に運行されている。
10.12. 8	快速列車1往復廃止し、普通列車化
13. 4. 1	奥羽本線との接続列車2本増
7. 2	寒河江駅周辺整備計画工事に伴い、羽前長崎～左沢間バス代行開始
14. 2.26	寒河江駅周辺整備計画工事終了に伴い、全線で列車運行開始
12. 1	寒河江～山形間の普通列車1本を定期列車化 土休日ダイヤの導入
15.10. 1	山形新幹線との接続列車1本増 仙山線上り列車との接続列車1本増
16. 3.13	山形駅の列車発番線の統一
10.16	山形新幹線との接続列車1本増
17.12.10	山形新幹線との接続列車1本増
20. 3.31	羽前高松駅無人化
4. 1	羽前高松駅 無人駅化
26. 6. 1	左沢駅が業務委託駅化
31. 4. 1	羽前山辺駅無人駅化(簡易委託廃止)
令和 4. 4.23	全線開通100周年

[フラワー長井線]

明治44.12.28	第22回鉄道会議で軽便鉄道予算として承認される。 [「軽便鉄道法」(明治43年4月21日、法律第57号)に基づいて建設]
45. 3.15	長井線鉄道開通請願運動開始
大正 1.10	荒砥町の橋本周三他703名、長井から荒砥までの延長を鉄道院に請願
2.10.26	長井軽便線赤湯～梨郷間開通(大1.9着工、宮内町、梨郷の各駅開設)
3.11.15	〃 梨郷～長井間開通(大1.12着工、西大塚、今泉、時庭、長井の各駅開設) [「新鉄道敷設法」(大正11年4月11日、法律第37号)の施行に伴い「軽便鉄道法」廃止、軽便鉄道の呼称も大11.9.2で廃止]
11.12.11	荒砥線長井～鮎貝間開通(大9.12着工、羽前成田、蚕桑、鮎貝の各駅開設)

大正 12. 4.22	荒砥線鮎貝～荒砥間開通(大 9. 12 着工、荒砥駅開設、長井線として全通)
昭和 6. 8.10	白川信号場開設
11. 8. 1	宮内駅改築
29.11.15	旅客列車ディーゼル化
34. 6. 1	西宮内駅開設(停留所)
35. 5.20	南長井駅開設(停留所)
36. 6.10	梨郷、西大塚、時庭、羽前成田、蚕桑、鮎貝の各駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)
39. 4. 1	羽前成田、蚕桑の各駅が業務委託駅化
40. 4. 1	梨郷、西大塚、時庭、鮎貝の各駅が業務委託駅化
42. 8.28	集中豪雨のため不通(42.9.13開通)
45. 6. 5	廃止問題検討開始
46.10. 1	梨郷、時庭の各駅が停留所化、西大塚駅が簡易委託駅化
54.11. 1	宮内、今泉の各駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)
55. 9.10	赤湯駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)
9.20	荒砥駅が旅客駅化(")
57. 3.20	白川信号場廃止
57.11.15	長井駅が旅客駅化(貨物取扱廃止)
59. 2. 1	荷物営業取扱廃止線区となる。
3.19	蚕桑、鮎貝、羽前成田の各駅が簡易委託駅化
60.10	国鉄秋田鉄道管理局による国鉄特定地方交通線選定承認申請のための調査
61.10.28	運輸大臣が第三次特定地方交通線に選定承認
62. 4.30	第三セクターで鉄道として存続させることで合意
6. 2	長井線対策協議会設立
63. 4.26	第三セクター「山形鉄道株式会社」設立
5.28	「山形鉄道株式会社」第一種鉄道事業免許取得
10.25	山形鉄道株式会社「フラワー長井線」として転換開業 (列車本数1日13往復) 南陽市役所駅開設
平成元.12.16	白兔駅開設
3.10. 1	鮎貝駅の簡易委託廃止
5. 3.18	1往復を快速運転化
6. 3.末	利用回数券が初めて販売され、利用拡大効果を図る。
4. 1	蚕桑駅の簡易委託廃止
7.11.22	赤湯～宮内間自動信号化
12. 1	快速運転廃止
8. 4. 1	荒砥駅無人化 駅業務山形鉄道(株)が受託
10.10	長井～荒砥間自動信号化
9. 3.22	米坂線との直通乗り入れ列車が運行廃止となる。 (長井～今泉間のフラワー長井線と今泉～米沢間のJR米坂線は乗り換えを要することとなる。)
4. 1	羽前成田駅の簡易委託廃止
10. 1	1往復増発(データイム)(列車本数1日14往復)
10.23	長井～宮内間自動信号化、全線CTC(列車集中制御装置)化
10. 4. 1	宮内駅無人化
5. 1	長井駅無人化、長井市観光協会に駅業務委託
10.25	フラワー長井線開業10周年記念式典
11. 4. 1	西大塚駅の簡易委託廃止
6.18	臨時列車花金号(金曜日夜間)1往復運行(～11.10.29)
12. 1	消費税転嫁以外では初めての料金改定(平均10%)実施

平成 12. 4.23	長井線開業77周年記念事業・サイクルトレイン運転
14. 6. 9	あやめ公園駅開業
15. 3.24	旅行センター長井駅窓口統合開業
8. 5	「特定非営利活動法人フラワー長井線をつなぐ会」設立
10.25	フラワー長井線開業15周年感謝祭
16.10. 3	スウィングガールズ列車(2往復)運行(10/30~12/26土日祝)
17. 7. 9	ギャラリートレイン運行(7/9~18)
8.28	長井駅に巨大壁画設置(長井青年会議所)
18. 1.30	長井駅にギャラリー『停車場』を有志により開設
10.16	日本鉄道賞特別賞受賞
19.10.13	四季の郷駅開設
20.10.15	最上川橋梁(荒砥鉄道橋)土木学会「選奨土木遺産」認定
10.19	フラワー長井線開業20周年記念事業
22. 8.13	車内アテンダント業務開始
23. 4.15	本社にアンテナショップ開設
25.10.19	長井線誕生100周年記念式典(赤湯~梨郷間)及び記念列車の運行
26. 7. 9	大雨により長井~赤湯間不通(26. 7.20開通)
27. 7. 1	「山形鉄道公共交通活性化協議会」設立
8. 4	西大塚駅、羽前成田駅が有形文化財登録
28. 2.22	「フラワー長井線沿線地域公共交通網形成計画」策定
7. 1	ラッピング車両「紅花」(白鷹町)運行開始
7.21	ラッピング車両「ダリア」(川西町)運行開始
9. 15	ラッピング車両「さくら」(南陽市)運行開始
10.29	ラッピング車両「あやめ」(長井市)運行開始
11. 14	上下分離方式の導入等により路線の維持を図る「鉄道事業再構築実施計画」が国土交通大臣から認定
29. 1. 14	シンボル車両(食堂車)運行開始
2. 11	ラッピング車両「鉄道むすめ」運行開始
3. 4	車両の多言語案内放送を開始
30. 1.25	大雪により全線不通(30. 2. 5運転再開)バス代行輸送の実施
10.21	フラワー長井線開業30周年事業
令和元. 7. 1	長井市新庁舎と合築した新たな長井駅舎の建設事業に着手(既存駅舎は解体)
3. 5. 6	長井市新庁舎と合築した新たな長井駅供用開始
4.12.11	長井線鮎貝駅延伸100周年事業
5. 4.22	長井線全線開通100周年
6.20	うさぎ駅長「もっちゃん」死去
12. 2	ラッピング車両「ラーメン大好き小泉さん」(南陽市)運行開始